

市民協働の推進に関する条例の制定に向けて

1 はじめに

本市では、平成 26 年 5 月に「市民協働の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定し、同年 10 月の市政施行 60 周年記念式典において「市民協働都市」を宣言（以下、「都市宣言」という。）して以降、市民協働の拠点となる市民活動センタープラッツの開館をはじめ、当該施設を中心に幅広い市民活動のサポートに積極的に取り組んでまいりました。

本年度は、市制施行 70 周年を迎えるとともに「市民協働都市宣言」から 10 年の節目を迎える年でもあることから、これまでの市民協働の取組を更に発展させる次のステップとして、持続可能な市民協働の基盤を更に強固にし、より多くの市民とともに課題解決や地域の更なる活性化につなげるため、「市民協働の推進に関する条例」の制定に向けて取り組むものです。

2 条例の種別と制定の意義

(1) 条例の種別

市民協働を更に推進するに当たり、市内外への PR に重きを置くため、罰則はおろか、直接市民に権利義務を課すことのないものとし、基本理念や多様な主体の責務・役割、協働の原則等を中心に基本方針の理念的部分から抽出し規定する「理念型条例」とします。

なお、条例の具体的内容については、3 の「条例の構成（案）」で詳述します。

(2) 条例制定の意義

条例は、単なる制度の整備に留まらず、市民主体のまちづくりや市と市民が一体となって地域課題解決に取り組む協働型社会を実現するための基盤となるもので、条例制定には次の 5 つの意義があると考えます。

ア 法的安定性の確立

「基本方針」に記載されている市民協働の原則など、市の市民協働の推進を条例に規定することにより、市民協働の取り組みが一時的な政策ではなく、長期的かつ安定的な持続可能な制度として確立されます。

イ 説明責任の向上

「基本方針」の策定の際と同様に条例制定のプロセスは公開され、パブリックコメントや議会など、市民の意見を反映する機会が設けられます。「基本方針」の策定では、議会への報告に留まりましたが、条例の策定では議会の議決を経ることにより、市民の代表である議会と一体となって市民協働に関する審議が行われ、市の説明責任も従来から強化されます。

ウ 役割と責任の明確化

条例に規定することで、市民と市の役割や責任が明確になり、協働の枠組みがより具体的かつ実効性のあるものにつながることを期待されます。

エ 協働の評価の確立

条例に基づいて、協働事業の評価の原則が明確に定められることにより、事業の効果的な実施が担保されるほか、協働の質を高めます。

オ 中間支援組織の位置づけの明確化

「基本方針」に記載されている中間支援組織の役割や機能を条例で明確に規定することで、その位置づけを強化することができます。また、本市の地域特性といえる中間支援組織（市民活動センタープラッツなど）の活用を踏まえ、本市独自の協働の形を条例に反映させることができます。

3 条例の構成（案）

(1) 市附属機関「府中市市民協働推進会議」からの意見・要望等

条例を制定するに当たっては、市の附属機関である「府中市市民協働推進会議」に諮問しており、令和５年度の答申や令和６年度第３回の同会議における各委員からの意見・要望等を踏まえた内容にするほか、同会議において審議をした令和４年４月の「基本方針」改定後における地域の現状課題についても、条例に基づく課題解決策を検討していく必要があります。

＜参考＞各委員の意見・要望と現状課題等

【令和５年度府中市市民協働推進会議答申より】

条例は、幅広い活動を包含する理念的な面を持ち、市民の行動を後押しするものであること

【令和６年度第３回府中市市民協働推進会議 各委員からの意見・要望より】

- ・自身の協働による行動を条例が後押ししてくれる
- ・市民に親しみやすく、愛着が持てる条例がよい
- ・市民が市の応援で力を発揮する内容の条例がよい
- ・協働による活動の意味や重要性を市民感覚に近い内容で伝える条例がよい
- ・協働を実施する自身の行動を振り返り、さらに協働意識が高められる条例にしてほしい
- ・府中市地域まちづくり条例を参考にしてほしい
- ・真鶴町まちづくり条例・美の基準を参考にしてほしい
- ・共通理解ができる文言を使い、罰則がない条例がよい
- ・基本方針と都市宣言の中間的な位置づけの条例がよい
- ・基本方針が市の協働のすべてのベースとなっており、条例制定は難しい
- ・「共創」の言葉は馴染まない

【令和６年度第４回府中市市民協働推進会議 各委員からの意見・要望より】

- ・条例を制定するなら、その意義は基本方針にはない新しい要素を盛り込むことにある
- ・市が「共創」を条例に盛り込む必要がないとすれば条例制定を是とするには及ばない
- ・自分に響き、行動しやすく、参加しやすくなることにつながる条例になってほしい
- ・基本方針より条例の方がたくさんの人の目に届くと思う
- ・今までにはない新しい協働の条例ができるとワクワクする
- ・基本方針にある文章を使って条例を作るのも一つの方法だと思うし、適切だと思う
- ・基本方針や都市宣言ではなく条例により、市民活動の推進を担保しなくてはならない
- ・既存体系（都市宣言、基本方針）との位置づけを整理してほしい
- ・市民の自主性や市側の役割をしっかりと条例に明記してほしい

【令和６年度第３回府中市市民協働推進会議 現状課題より】

- ・市民の「協働」の認知度が向上していない
- ・市の制度を活用した協働事業件数の減少
- ・地域における連携希薄化・将来の担い手不足

(2) 条例の具体的な構成（案）

前述の内容を踏まえ、以下の構成（案）とします。

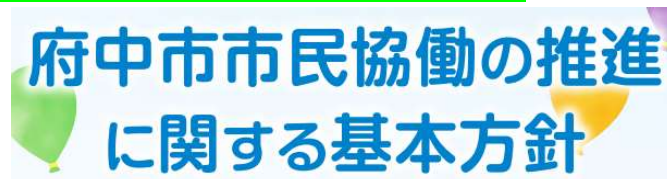
【条例名称】

府中市市民協働の推進に関する条例
（通称名）協働のスローガンなどをイメージ

（解説）

正式名称は基本方針をベースとし、「市民に親しみやすく、愛着が持てる・他市にはない協働条例」「協働の認知度向上」などの意見等を踏まえ、新たな要素として通称名を設定し、市内外に広くPRする効果を重視します。

【参考：基本方針の抽出元】基本方針の名称(表紙)



第1条「目的」

- ・ 基本理念と市民等の役割の明確化
- ・ 市民が主体的に広く公共的・公益的な活動へ参画
- ・ 心ゆたかに暮らせるまちの実現
- ・ 各主体が協働することによる地域課題解決の実現 など

（解説）

「協働による活動の意味や重要性を伝える」「市民が市の応援で力を発揮できる」などの意見を踏まえつつ、基本方針の理念的要素をベースに記載します。

【参考：基本方針の抽出元】（第1章・2）基本方針を定める目的（P3）

2 基本方針を定める目的

市民（個人）、自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者、市などの各主体同士が協働して地域課題を解決し、誰にとっても心ゆたかに暮らせるまちの実現に寄与することができるよう、協働関係を築く上での基本的な事項を定めることを目的とします。

第 2 条「定義」

「市民」「協働」~~「共創」~~「市民協働」「市民協働事業」「中間支援組織」を基本方針に基づき定義づけ

(解説)

基本方針の定義に記載する用語に加え、各章に記載する「協働事業」や市が重点的に取り組む「中間支援組織」についても明確に定義づけします。なお、「共創は馴染まない」という意見から、「共創」の定義は盛り込みません。

【参考：基本方針の抽出元】（第 2 章・2）市民協働の定義（P6）**2 市民協働の定義****(1) 市民の定義**

この方針において「市民」とは、住民だけでなく、在勤者、在学者及び市内で活動する方々や団体のほか、教育機関、事業者を含みます。ただし、他の主体と列記する場合などは、市民（個人）と表記します。

(2) 協働の定義

この方針において「協働」とは、「多様で多層な主体⁵が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力すること」と定義します。なお、政治活動、選挙活動、宗教活動を主たる目的とするもの及び公益を害する活動は除きます。

(3) 市民協働の定義

市民と協働の定義を踏まえ、「市民協働」は、「市民と市との協働並びに市民同士の様々な主体間による協働」と定義します。

（第 2 章・5）中間支援組織（P8）**5 中間支援組織**

中間支援組織とは、市民と市、又は市民同士を相互に媒介し、市民の自主的な課題解決を支援するため、市民のネットワーク化と交流促進、人材育成と研修、情報収集と提供、相談とコーディネート、活動支援と助成、調査研究又は政策提言等のいずれかの機能を有する組織をいいます。

第 3 条「基本理念」

「共に考え汗を流し、一体となって地域課題の解決に取り組む」府中市らしい協働を育むこと など

(解説)

基本方針の理念的要素をベースにしつつ、新たな要素として通称名に込める思いや掲げる協働のスローガン・精神のもと、協働の輪が広がっていくことが期待されます。

【参考：基本方針の抽出元】（第 3 章・ 1）各主体の特性と役割分担（P10）**1 各主体の特性と役割分担**

府中市において、今後、協働によるまちづくりをより効果的に進めていくためには、各主体が、改めて府中市の特徴やまちづくりにおける自らの役割を理解するとともに、それぞれの特性や専門性を十分に発揮することが重要です。その上で、「共に考え、汗を流し、一体となって地域課題の解決に取り組む」ことにより、「府中市らしい」協働が育まれていくと考えます。また、既存の協働の形にとらわれず、官民連携⁷にも積極的に取り組みます。

第4条「協働の基本原則」

「目的共有」「対等」「相互理解」「自主性尊重・自立化」「評価」「情報公開」の原則 など

(解説)

「真鶴町『美の基準』を参考にしてほしい」との意見から、個人的主観に偏らないよう基本方針の「市民協働の原則」を条例に記載することで法的に裏付けます。また、「協働の意識を高める」との意見には「評価の原則」を記載することで協働の質や効果を高めます。

【参考：基本方針の抽出元】（第2章・3）市民協働の原則（P7）**3 市民協働の原則**

協働事業を実施する主体は、次の6つの原則を尊重して進める必要があります。

(1) 目的共有の原則

地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを相互に理解・認識します。

(2) 対等の原則

対等な協力関係にあるとの認識の下、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組みます。

(3) 相互理解の原則

対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場や特性について理解を深めるとともに、信頼関係を築きます。

(4) 自主性尊重・自立化の原則

それぞれの特性や長所をいかせるよう、その自主性を尊重するとともに、各主体が自立して活動できるよう、取組を進めます。

(5) 評価の原則

協働の質や効果を高めるため、一定の時期に協働事業を客観的に評価・検証します。

(6) 情報公開の原則

透明性を高め、信頼関係を築くため、協働事業に関する情報を積極的に公開します。

第5条「市民の役割」

- ・ 協働への理解を深め、協働によるまちづくりへの参加、協力に努めること
- ・ 市から支援を受けた事業を公正に行うこと
- ・ 市民の役割は強制されるものではなく、自発性に基づき行われるものであること など

(解説)

基本方針の考えに加え、「地域まちづくり条例を参考にしてほしい」との意見から、新たな要素として当該条例の理念的要素の「まちづくりへの市民参加」を促すよう記載します。また、協働事業の効果的な実施を担保するため、公金を支出する事業の公正性のほか、「罰則」や「制約性」に関する意見から、新たな要素として、市民が「強制されるものではない」ことを記載します。

【参考：基本方針の抽出元】（第3章・1）各主体の特性と役割分担(1) (P10)

1 各主体の特性と役割分担

(1) 市民（個人）

市民は、当事者として地域の課題を見出すとともに、個々に培ってきた経験、知見、柔軟な発想力や機動力をいかすことにより、課題解決の担い手ともなり得ます。このため、自身がまちづくりの主役であることを理解し、「自分たちでできることを、自分たちでやってみる」ことから始め、さらには地域活動等にも積極的・主体的に関わり、自らの暮らしをより良いものとすることができます。また、実際に活動することに限らず、市民一人一人がまちに興味を持ち、活動している各主体を受容することも、市民ができる協働の一つです。

（第4章・2）市民と市との関係と協働の領域(P16)

2 市民と市との関係性と協働の領域

協働事業の実施を検討する際には、各主体のそれぞれの活動と市との関係性も考慮する必要があります(図4-1参照)。なお、それぞれが独自に行う領域から、市が独自に行う領域について、その境界は常に流動的であるため、事案ごとに検討することが重要です。

市民と市とが具体的に協働を進める上で、市民共有の財産である公金の支出や公の財産の使用をするときには、その適正さを担保するために、社会的公共性、公費濫用の防止、情報公開について、特に留意する必要があります。

第 6 条「市の責務」

- ・ 協働の推進施策を実施するため、具体的な実施計画を策定すること
- ・ 市の課題を示すよう努めること
- ・ 事業参加への機会のための積極的な情報提供に努めること
- ・ 協働事業が円滑に行われるよう必要な支援に努めること など

(解説)

基本方針に基づく市民協働の考えや事業の拡大、質の向上のほか、新たな要素として現状課題となる「協働事業の継続性の担保」に関わる責務を記載します。また、基本方針に記載する今後市が重点的に取り組んでいく事項等について、より実効性を持たせるため、「具体的な実施計画を策定すること」を明記します。

【参考：基本方針の抽出元】（第 3 章・ 1）各主体の特性と役割分担(6) (P11)

1 各主体の特性と役割分担**(6) 市(行政)**

市は、市民が抱える課題を把握できる特性をいかし、その課題を明確にし、適切に市民に発信することで、協働の各主体と解決すべき課題を共有します。各主体と連携し、効果的な行政運営に努め、市の各部署間の連携強化や、各主体だけでは解決できない課題の解決に努めます。

第 7 条「中間支援組織の役割」

- ・ 協働の主体間のコーディネート機能を持ち、情報提供等を行うこと
- ・ 市に対し市民の立場を踏まえ政策提言等を行うこと など

(解説)

基本方針に記載の「中間支援組織の役割」を条例で明確に規定することで、その位置づけを強化します。

【参考：基本方針の抽出元】（第 3 章・ 2）中間支援組織の役割(P11)

2 中間支援組織の役割

各主体の間にあって、ネットワーク、コーディネートなどの機能を持ち、情報やノウハウの提供を行います。また、市に対しては、市民の立場を踏まえて政策提言等を行う役割を有します。

市民(個人)、自治会・町内会、NPO、教育機関、事業者等を媒介・ネットワーク化しつつ、情報の交流のための場を創るには、中間支援組織がコミュニケーションの触媒の役割を果たすことが重要です。